

合併公告

令和6年3月25日

債権者各位

東京都千代田区神田東松下町17番地
東栄株式会社
代表取締役 酒井 隆

当社（甲）は、合併により株式会社東泉（乙、所在：東京都千代田区神田東松下町38番地）の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）<http://tohei-hnb.jp>

（乙）<http://www.thosen.co.jp>